



三重県公報

令和元年6月11日（火）

第 11 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
88	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	2
89	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
90	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河川課)	2
91	同件	(同)	2
92	同件	(同)	3
93	同件	(同)	3
94	同件	(同)	3
95	同件	(同)	3
96	同件	(同)	3
公 告			
	令和元年度三重県家畜商講習会を開催する旨	(畜産課)	4
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	7
	同件	(同)	7

告 示

三重県告示第 88 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	木ノ内医院	北牟婁郡紀北町島原 2972-3	令和元年 6 月 1 日
薬局	うるだ調剤薬局	三重郡菰野町潤田字春日 2105-1	令和元年 6 月 1 日
訪問看護	独立行政法人国立病院機構榑原病院ゆうはあと訪問看護ステーション	津市榑原町 777 番地	令和元年 6 月 1 日

三重県告示第 89 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
名張市桔梗が丘五番町九街区 1812 の 1、1812 の 10
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

三重県告示第 90 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、大堀川水系大堀川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県伊勢建設事務所及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 91 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、外城田川水系外城田川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 92 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、宮川水系宮川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 93 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、宮川水系五十鈴川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 94 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、志原川水系産田川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 95 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、新宮川水系板屋川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 96 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、新宮川水系熊野川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項

及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所に備えて縦覧に供します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

公 告

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年度三重県家畜商講習会を次のとおり開催しますので、家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号）第 1 条の 2 第 1 項の規定により公示します。

令和元年 6 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 開催日時 令和元年 8 月 7 日（水）及び同月 8 日（木）の 2 日間
午前 9 時から午後 5 時まで（2 日目は午前 9 時から午後 5 時 10 分まで）
- 2 開催場所 三重県津市広明町 13 番地 三重県庁講堂
- 3 受講対象者 家畜の取引の業務に従事しようとする者
- 4 講習科目及び時間
 家畜の取引に関する法令 4 時間
 家畜の品種及び特徴 4 時間
 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

日程	開始時刻	終了時刻	時間数	要目	詳細科目
1 日目 (8/7)	9:00	9:10	0:10		開講式
	9:10	10:40	1:30	法令	家畜伝染病予防法
	10:40	12:10	1:30	法令	家畜の取引に係る法令①
	12:10	13:00	0:50		昼休憩
	13:00	14:00	1:00	法令	家畜の取引に係る法令②
	14:00	17:00	3:00	疾病	家畜の疾病（家畜伝染病等）各疾病の概要等 家畜の疾病（家畜伝染病等）ウイルス 家畜の疾病（家畜伝染病等）細菌 家畜の疾病（家畜伝染病等）暑熱、輸送熱
2 日目 (8/8)	9:00	10:00	1:00	特徴	肉用牛の主要品種とその特性
	10:00	11:00	1:00	疾病	牛の疾病（消化器病、繁殖障害、蹄病等）
	11:00	12:00	1:00	疾病	豚の疾病（消化器病、繁殖障害、蹄病等）
	12:00	13:00	1:00		昼休憩
	13:00	14:00	1:00	疾病	馬、めん羊及び山羊の疾病 （消化器病、繁殖障害、蹄病等）
	14:00	15:00	1:00	特徴	乳用牛の主要品種とその特性
	15:00	16:00	1:00	特徴	豚の主要品種とその特性
	16:00	17:00	1:00	特徴	馬の品種特性と個体識別としての特徴 めん羊及び山羊の主要品種とその特性
	17:00	17:10	0:10		閉講式

5 受講手続

受講希望者は、受講申込書（別記様式第 1 号）に履歴書（申込前 6 か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の写真を貼付したものを添えて提出してください。ただし、獣医師の免許を受けている者及び家畜人工授精師の免許を受けている者で講習時間の特例措置の適用を受けようとするものは、特例措置適用

申請書（別記様式第 2 号）に獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを加えて提出してください。

6 受講手数料

3,400 円に相当する額の三重県収入証紙を受講申込書に貼り付け、納付してください（消印しないこと。）。

7 受講申込書の提出先及び受付期間

(1) 提出先

住所地を所管する三重県の農林（農政、農林水産）事務所

(2) 受付期間

令和元年 7 月 18 日まで

8 その他注意事項等につきましては、講習会開催要綱を御一読ください。

(別記様式第 1 号)

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 3 条第 2 項第 1 号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判とし、縦長に使用する。)

(別記様式第 2 号（獣医師用）)

講習時間の特例措置適用申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、下記により申請します。

記

家畜商法施行規則第 4 条第 1 号に該当するため

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判とし、縦長に使用する。)

(別記様式第 2 号（家畜人工授精師用）)

講習時間の特例措置適用申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、下記により申請します。

記

家畜商法施行規則第 4 条第 2 号に該当するため

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とし、縦長に使用する。)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営水利施設等保全高度化事業滝谷用水地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年6月12日から同年7月9日まで
- 3 縦覧の場所
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町3184番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和元年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
平成31年3月13日から令和元年11月13日まで
- 3 作業地域
桑名市桑部、同市東正和台、同市西金井及び同市能部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和元年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
平成31年3月12日から令和元年12月16日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町麻生田、同市北勢町阿下喜、同市北勢町垣内、同市北勢町大辻新田、同市北勢町其原、同市北勢町北中津原、同市北勢町南中津原、同市北勢町鼓、同市北勢町別名、同市北勢町下平、同市北勢町新町、同市北勢町西貝野、同市北勢町中山、同市北勢町東貝野、同市北勢町東村、同市北勢町平野新田及び同市北勢町麓村

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和元年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月7日から同年6月28日まで
- 3 作業地域
伊賀市石川

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成31年4月25日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和元年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業地域
四日市市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和元年5月17日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和元年6月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
松阪市八太町、同市上蛸路町、同市射和町、同市広瀬町、同市茅原町、同市庄町、同市御麻生藪町、同市阿波曾町、同市中万町、同市柚原町及び多気郡大台町天ヶ瀬

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
